

国勢調査 2015 の概要

1 調査の目的

国勢調査は、統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 5 条第 2 項の規定に基づいて実施する人及び世帯に関する全数調査（基幹統計調査）で、国及び地方公共団体における各種行政施策その他の基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査の期日

調査は、平成 27 年 10 月 1 日（木）午前零時現在とする。

3 調査の対象

調査の対象は、本邦（総務省令で定める島を除く。）に常住する者とする。

【本府においては、約 380 万世帯・880 万人が対象】

4 調査事項

（1）世帯員に関する事項

氏名 / 男女の別 / 出生の年月 / 世帯主との続柄 / 配偶の関係 /
国籍 / 現在の住居における居住期間 / 5 年前の住居の所在地 /
就業状態 / 所属の事業所の名称及び事業の内容（産業） /
仕事の種類（職業） / 従業上の地位 / 従業地又は通学地

（2）世帯に関する事項

世帯の種類 / 世帯員の数 / 住居の種類 / 住宅の建て方

5 調査の流れ

総務省－都道府県－市町村－国勢調査指導員－国勢調査員

6 調査の方法

調査は、調査票の配布に先行して調査員が各世帯を訪問し、「インターネット回答の利用案内」を配布した後、インターネットによる回答がなかった世帯にのみ調査票を配布することより行う。

なお、世帯からの調査票の回収は次のいずれかの方法により行う。

- ア インターネット回答による回収（今回より全国展開）
- イ 調査員による回収（任意封入提出方式）
- ウ 郵送提出による回収（市町村単位での選択制）

7 実施本部の設置

平成 27 年 1 月に総務部長を本部長とする府の実施本部を設置。

「庁内協力会議」を平成 27 年 2 月に開催予定。